

京都大学学術情報メディアセンターのスーパーコンピュータシステムの
共同研究における利用の取扱いに関する内規

[平成19年10月9日センター長裁定]

(目的)

第1条 この内規は、京都大学学術情報メディアセンター利用規程（以下「利用規程」という。）第12条に基づき、スーパーコンピュータシステムの利用のうち、京都大学民間等共同研究取扱規程（以下、「共同研究取扱規程」という。）に基づく民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究におけるスーパーコンピュータシステムの利用について必要な事項を定めるものとする。

(民間機関等の利用者)

第2条 共同研究取扱規程第2条第2項に定める民間等共同研究員は、利用規程第3条第1号に基づき、スーパーコンピュータシステムを利用することができる。

2 京都大学学術情報メディアセンター長（以下、「センター長」という。）は、共同研究遂行上必要があると認めるときは、以下の各号に掲げる共同研究を実施する民間機関等の研究者を、利用規程第3条第5号に定める利用者として認定することができる。

- (1) 共同研究申請書に記載の民間機関等の研究者
- (2) 共同研究実施中に別途文書により申請された民間機関等の研究者

(共同研究教員)

第3条 第2条第2項に基づく民間機関等の研究者による大型計算機システムの利用を伴う共同研究においては、京都大学学術情報メディアセンター（以下、「センター」という。）所属の教員が共同研究組織に加わり、次の各号に掲げる役割を負うものとする。

- (1) スーパーコンピュータシステム利用の状況及び成果の把握
 - (2) スーパーコンピュータシステムの効率的利用のための支援及び助言
 - (3) 民間機関等の依頼に基づく研究課題解決のための学術的・技術的貢献
2. 前項に関わらずセンター長は、センター以外の部局に所属する共同研究組織内の教員がスーパーコンピュータシステムの利用等に関する十分な識見を有すると判断できる場合には、当該教員を前項の役割を担う教員として指名することができる。
3. 本条に定める本学の教員が本条第1項第3号の役割を負うか否かについては、共同研究契約締結時に定めるほか、共同研究実施中に覚書等によって定めることができるものとする。

(知的財産の取扱)

第4条 共同研究において生じた発明等については、共同研究取扱規程第15条並びに京都大学発明規程第17条第3項に基づき、当該発明にかかる特許権等の帰属及び持分を本学と民間機関等との協議により定める。ただし前条第1項本文に定める本学の教員による当該発明等への貢献が専ら同条第1項第1号並びに第2号に定めるものである場合、

原則として当該特許権等の本学への帰属あるいは持分の配分を求めないものとする。

(覚書等の締結)

第5条 センター長は、この内規が定める事項について、民間機関等との間で覚書等の文書を交わすことができる。

2 共同研究の受入部局がセンター以外の部局である場合、前項に基づく覚書等の文書は、センター、当該受入部局、及び民間機関等の三者間で取り交わすものとする。

(その他)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が定める。

附 則

この内規は、平成19年10月9日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成21年2月23日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年6月1日から施行する。